

## 役員等及び評議員の報酬等費用弁償に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野百合会(以下「本会」という。)の定款第9条、定款第23条及び定款第31条に基づく役員、評議員、運営協議会委員の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条による理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (3) 運営協議会委員とは、定款第27条による者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は評議員会への出席の都度、定款第9条に定める金額の範囲内で、別表第1に基づき支給する。

- 2 理事の報酬総額は、年間 1,680,000 円とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表2に基づき支給する。
- 3 監事の報酬総額は、年間 160,000 円とし、理事会等本会業務への出席の都度、別表3に基づき支給する。
- 4 運営協議会委員の報酬総額は、年間 385,000 円とし、運営協議会等本会業務への出席の都度、別表4に基づき支給する。
- 5 本会の給与規則に基づき給与の支給を受ける役員には支給しない。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (費用の弁償)

第5条 本会は、第2条第1項第1号、第2号、第3号による評議員、役員、運営協議会委員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規則に基づき算出されるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第3条第1項、第2項、第3項、第4項に定める報酬を受け取る評議員、役員、運営協議会委員には、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

(支給形態)

第6条 報酬等及び費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則

この規程は、平成30年12月1日より施行する。

この規程の施行日をもって従前の「社会福祉法人野百合会役員等の費用弁償に関する規程」は廃止する。

別表1

評議員の報酬	報酬日額(1 人当たり)
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表2

理事長の報酬	報酬日額(1 人当たり)
法人・施設業務のための出勤(会議出席含む)	15,000 円
理事(業務執行理事を含む)の報酬	
理事会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表3

監事の報酬	報酬日額(1 人当たり)
監事監査への出席	20,000 円
理事会・評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,000 円

別表4

運営協議会委員の報酬	報酬日額(1 人当たり)
運営協議会への出席	7,000 円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	7,000 円